

○ 社会福祉主事養成機関等指定規則（平成十二年厚生省令第五十三号）（抄）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（養成機関等の指定基準）</p> <p>第三条 昼間課程又は夜間課程を設ける養成機関に係る社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号。以下「令」という。）第四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であることを入所の資格とするものであること。</p> <p>二 修業年限は、一年以上であること。</p> <p>三 教育内容は、別表第一に定めるもの以上であること。</p> <p>四 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に定める数以上の専任教員を有すること。専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。</p> <p>五 前号の専任教員のうち二人は、社会福祉概論、社会保障論、公的扶助論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、地域福祉論、社会福祉援助技術論又は福祉事務所運営論を教授できる者であること。</p> <p>六 社会福祉援助技術演習が学生二十人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。</p>	<p>（新設）</p>

- 七 一学級の定員は、五十人以下であること。
 - 八 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。
 - 九 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室を有すること。
 - 十 社会福祉現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。
 - 十一 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。
 - 十二 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、社会福祉現場実習を行うのに適当なものを社会福祉現場実習に利用できること。ただし、社会福祉現場実習の一部については、社会福祉現場実習を行うのに適当な市町村において行うことができる。
 - 十三 社会福祉現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数（市町村において社会福祉現場実習を行う場合にあつては、当該市町村の数を含む。）は、社会福祉現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。
 - 十四 社会福祉現場実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
 - 十五 専任の事務職員を有すること。
 - 十六 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 2 法第十九条第一項第二号に規定する講習会（以下「講習会」という。）に係る令第四条に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
- 一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができ、かつ、国若しくは地方公共団体の職員又はこれらの者に準ずるもの

として厚生労働大臣の認定するものであることを受講の資格とするものであること。

二 講習内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

(指定の申請書の記載事項等)

第四条 法第十九条第一項第二号の規定による養成機関の指定(次条及び第七条において「養成機関の指定」という。)を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。この場合において、当該養成機関の設置者が法人(地方公共団体を除く。)であるときは、申請書に定款、寄附行為その他の規約を添えなければならない。

一 十 (略)

2 (略)

3 法第十九条第一項第二号の規定による講習会の指定(次項及び第七条において「講習会の指定」という。)を受けようとするときは、その実施者(都道府県知事を除く。)は、次に掲げる事項を記載した申請書とその開催場所の都道府県知事に提出して行うものとする。

一 講習科目及び時間数

二 講師の氏名、職業並びに担当する講習科目及び時間数

三 実習を行う施設の名称、所在地及び設置者の氏名、実習人員並びに

実習期間

(指定の申請手続)

第三条 養成機関について、法第十九条第一項第二号の指定を受けようとするときは、その設置者は、次に掲げる事項(公立の養成機関にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、設置者が法人(地方公共団体を除く。)であるときは、申請書に定款、寄附行為その他の規約を添えなければならない。

一 十 (略)

2 前項の申請書には、同項第九号に掲げる施設、事業又は市町村における実習を承諾する旨の当該施設の設置者、当該事業の経営者又は当該市町村の長の承諾書を添えなければならない。

(新設)

四 講習会場の名称及び所在地

五 講習開催期日及び日程

六 受講予定人員

七 講習会の実施の全部又は一部を委託する場合には、受託者の氏名及

び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

（変更の承認及び届出を要する事項）

第五条 法第十九条第一項第二号の指定を受けた養成機関（以下「指定養成機関」という。）に係る令第六条第一項（令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入所定員及び学級数に関する事項に限る。）及び同項第八号に掲げる事項とする。

2 指定養成機関に係る令第六条第二項（令第十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く。）又は同項第九号に掲げる施設、事業若しくは市町村に関する事項とする。

3 令第六条第二項の規定による届出（指定養成機関に係るものに限る。）のうち、前条第一項第九号に掲げる施設、事業又は市町村に係る変更の届出を行う場合には、同条第二項に規定する承諾書を添えなければならない。

（変更の承認及び届出）

第四条 法第十九条第一項第二号の指定を受けた養成機関（以下「指定養成機関」という。）の設置者は、前条第一項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項に限る。）又は同項第八号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定養成機関の設置者は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項、同項第五号に掲げる事項（修業年限、養成課程、入学定員又は入所定員及び学級数に関する事項を除く。）又は同項第九号に掲げる施設、事業若しくは市町村に変更があつたときは、一月以内に厚生労働大臣に届け出なければならない。

3 前項の届出のうち、前条第一項第九号に掲げる施設、事業又は市町村に係る変更の届出を行う場合には、同条第二項に規定する承諾書を添えなければならない。

4 講習会の指定を受けた講習会（以下「指定講習会」という。）に係る令第六条第一項（令第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第三項第一号に掲げる事項とする。

5 指定講習会に係る令第六条第二項（令第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第三項第二号から第七号までに掲げる事項とする。

（削る）

（新設）

（新設）

（養成機関の指定基準）

第五条 養成機関の昼間課程及び夜間課程に係る指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に定める各科目を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、別表第二に定める数以上の専任教員を有すること。専任教員のうち一人は、教務に関する主任者であること。

五 前号の専任教員のうち二人は、社会福祉概論、社会保障論、公的福祉論、老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、家庭福祉論、地域福祉論、社会福祉援助技術論又は福祉事務所運営論を教授できる者であること。

六 社会福祉援助技術演習が学生二十人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。

七 一学級の定員は、五十人以下であること。

八 同時に授業を行う学級の数を下らない数の専用の普通教室を有すること。

九 少なくとも学生二十人につき一室の割合の演習室を有すること。

十 社会福祉現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。

十一 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。

十二 厚生労働大臣が別に定める施設又は事業のうち、社会福祉現場実習を行うのに適当なものを社会福祉現場実習に利用できること。ただし、社会福祉現場実習の一部については、社会福祉現場実習を行うのに適当な市町村において行うことができる。

十三 社会福祉現場実習を行う施設又は事業に係る事業所の数（市町村において社会福祉現場実習を行う場合にあつては、当該市町村の数を含む。）は、社会福祉現場実習の必要な学生数の五分の一以上であること。

十四 社会福祉現場実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十五 専任の事務職員を有すること。

十六 管理及び維持経営の方法が確実であること。

（報告を要する事項）

第六条 令第七条第一項（令第十一条第一項の規定により読み替えて適用

（厚生労働大臣に対する報告）

第六条 指定養成機関の設置者は、毎学年度開始後三月以内に次に掲げる

する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

2 令第七条第二項(令第十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 講習受講人員
- 二 講習実施状況の概要

(削る)

(削る)

(指定取消しの申請書の記載事項等)

第七条 令第十条の規定による養成機関の指定の取消しを受けようとする

事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 四 (略)

(新設)

(報告の徴収及び指示)

第七条 厚生労働大臣は、指定養成機関につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、指定養成機関の教育の内容、施設、設備その他が適当でないときは、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第八条 指定養成機関が第五条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその設置者若しくは長が前条第二項の規定による指示に従わないときは、厚生労働大臣は、指定養成機関の指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請手続)

第九条 指定養成機関について、厚生労働大臣の指定の取消しを受けよう

ときは、その設置者は、事業年度の開始二月前までに、次に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出して行うものとする。

一 三 (略)

2 令第十条の規定による講習会の指定の取消しを受けようとするときは、その実施者は、次に掲げる事項を記載した申請書をその開催場所の都道府県知事に提出して行うものとする。

一 指定の取消しを受けようとする理由

二 指定の取消しを受けようとする期日

(都道府県の実施する講習会の特例)

第八条 都道府県知事は、当該都道府県が実施する講習会のうち、第三条第二項に定める基準に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

(国の設置する養成機関の特例)

第九条 国の設置する養成機関については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第四条第一項		設置者	
次に掲げる事項を記載した申請書をその所在地の都道府県知事に提出して	第一号から第九号までに掲げる事項を記載した書面により、その所在地の	設置者	所管大臣

とするときは、その設置者は、次に掲げる事項を記載した申請書を学年年度の開始二月前までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

(国の設置する養成機関の特例)

第十条 国の設置する養成機関については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

第三条第一項		設置者	
次に掲げる(公立の養成機関にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)	第二号から第九号までに掲げる事項を記載した書面をもって厚生労働大臣	設置者	所管大臣

七 講習会の実施の全部又は一部を委託する場合には、受託者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

（変更の承認及び届出）

第十二条 法第十九条第一項第二号の指定を受けた講習会（以下「指定講習会」という。）を実施する国、都道府県又は市町村（以下「実施者」という。）は、前条第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、厚生労働大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 実施者は、前条第二号から第七号までに掲げる事項に変更があつたときは、一月以内に厚生労働大臣に届け出なければならない。

（講習会の指定基準）

第十三条 講習会の指定基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができるが、かつ、国若しくは地方公共団体の職員又はこれらの者に準ずるものとして厚生労働大臣の認定するものであることを受講の資格とするものであること。

二 講習内容は、別表第三に定めるもの以上であること。

（厚生労働大臣に対する報告）

第十四条 実施者は、講習会終了後一月以内に次に掲げる事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 講習受講人員

（削る）

（削る）

（削る）

二 講習実施状況の概要

(報告の徴収及び指示)

(削る)

第十五条 厚生労働大臣は、指定講習会につき必要があると認められるときは、その実施者に対して報告を求めることができる。

2 厚生労働大臣は、指定講習会の講習内容その他が適当でないと認めるときは、その実施者に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

(削る)

第十六条 指定講習会が第十三条に規定する基準に適合しなくなったとき又はその実施者が前条第二項の規定による指示に従わなかったときは、厚生労働大臣は、指定講習会の指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請手続)

(削る)

第十七条 指定講習会について、厚生労働大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その実施者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 指定の取消しを受けようとする理由

二 指定の取消しを受けようとする予定期日

(国の実施する講習会の特例)

(削る)

第十八条 国の実施する講習会については、次の表の上欄に掲げる規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替

えるものとする。

<p>第十一条</p>	<p>国、都道府県又は市町村 申請書を厚生労働大臣に 提出しなければならない</p>	<p>所管大臣 書面をもって厚生労働大 臣に申し出るものとする</p>
<p>第十二条第一 項</p>	<p>国、都道府県又は市町村 (以下「実施者」という 。)</p> <p>厚生労働大臣に申請し、 その承認を受けなければ ならない。</p>	<p>所管大臣(以下「所管大 臣」という。)</p> <p>厚生労働大臣に書面をも つて協議し、その承認を 受けるものとする。</p>
<p>第十二条第二 項</p>	<p>実施者</p> <p>厚生労働大臣に届け出な ければならない。</p>	<p>所管大臣</p> <p>厚生労働大臣に通知する ものとする。</p>
<p>第十四条</p>	<p>実施者</p> <p>厚生労働大臣に報告しな ければならない。</p>	<p>所管大臣</p> <p>厚生労働大臣に通知する ものとする。</p>
<p>第十五条第一 項</p>	<p>実施者</p>	<p>所管大臣</p>
<p>第十五条第二 項</p>	<p>実施者</p>	<p>所管大臣</p>
<p>第十六条</p>	<p>指示</p> <p>第十三条に規定する基準 に適合しなくなったとき</p>	<p>勧告</p> <p>第十三条に規定する基準 に適合しなくなったとき</p>

(削る)

第十七条	又はその実施者が前条第二項の規定による指示に従わなかったとき	
実施者	申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない	所管大臣
	°	書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする °

(権限の委任)

第十九条 次に掲げる厚生労働大臣の権限(国の設置する養成機関及び国の実施する講習会に係るものを除く。)は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第五号及び第十二号に規定する権限を自ら行うことを妨げない。

- 一 第三条第一項に規定する権限
- 二 第四条第一項及び第二項に規定する権限
- 三 第六条に規定する権限
- 四 第七条第一項及び第二項に規定する権限
- 五 第八条に規定する権限
- 六 第九条に規定する権限
- 七 第十一条に規定する権限
- 八 第十二条第一項及び第二項に規定する権限
- 九 第十三条第一号に規定する権限
- 十 第十四条に規定する権限

十一 第十五条第一項及び第二項に規定する権限

十二 第十六条に規定する権限

十三 第十七条に規定する権限

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局長に委任する。ただし、地方厚生局長が当該権限を自ら行うことを妨げない。